

# 回 答 書

委 託 名 : 戸塚斎場駐車場再整備実施設計業務委託

	質 問 要 旨	回 答
1	参加資格条件において令和2年4月までに「駐車場の設計」を行った実績があることとあるが、「駐輪場の設計」は今回の参加条件に認められないのでしょうか。	今回、公募型指名競争入札を行う趣旨としては、幅広く入札参加者を募るためであり、「駐車場の設計」と「駐輪場の設計」は類するものと考えられるため、「駐輪場の設計」も参加条件として認めるものとします。